

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険の保険給付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

読谷村は、国民健康保険の保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

沖縄県中頭郡読谷村長

## 公表日

令和2年10月12日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
①事務の名称	国民健康保険の保険給付に関する事務		
②事務の概要	<p>国民健康保険法に関する法律等の規定に則りレセプトの管理、申請書の受理、高額療養費や療養費等の現金給付、高額介護合算の証明書発行、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認</p> <p>②給付決定に係る処理 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当村からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当村から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当村からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当村から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li> </ul>		
③システムの名称	1. 住民記録システム                      2. 国民健康保険給付システム                      3. 国民健康保険資格システム 4. 団体内統合宛名システム                      5. 中間サーバー                      6. 国保総合システムおよび国保情報集約システム 7. 医療保険者等向け中間サーバー等		
2. 特定個人情報ファイル名			
1) 国民健康保険異動届綴り	2) 特定疾病療養交付申請書綴り(資格関連)	3) レセプト情報	4) 届出保留綴り
5) 療養費支給申請書	6) 出産育児一時金支給申請書	7) 葬祭費支給申請書	8) 高額介護合算療養費支給申請書
9) 高額療養費支給申請書	10) 返還請求決議書綴り	11) 住民異動届書綴り	12) 保険者間調整
3. 個人番号の利用			
法令上の根拠	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。): 別表第一 第30項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令: 第24条</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30</li> <li>・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>		
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携			
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>		
②法令上の根拠	<p>番号法第19条7号、別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第1項、第42項、第43項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「内閣府総務省令第7号」という。)第1条、第25条 (別表第二における情報照会の根拠) 第2項、第42項並びに内閣府総務省令第7号第2条、第25条</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒904-0392 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2901番地 読谷村役場 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒904-0392 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2901番地 読谷村役場 健康福祉部 健康保険課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>	

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム	1. 住民記録システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 国民健康保険資格システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー	事後	表記の統一
平成28年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。):別表第一 第30項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下、「内閣府・総務省令」とする。):第24条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。):別表第一 第30項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令:第24条	事後	誤記の修正
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第1項、第42項、第43項並びに内閣府・総務省令第1条、第25条(別表第二における情報照会の根拠)第2項、第42項並びに内閣府・総務省令第2条、第25条	番号法第19条7号、別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第1項、第42項、第43項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「内閣府総務省令第7号」という。)第1条、第25条(別表第二における情報照会の根拠)第2項、第42項並びに内閣府総務省令第7号第2条、第25条	事後	誤記の修正
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	生活福祉部 健康保険課	健康福祉部 健康保険課	事後	機構改革のため
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒904-0392 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2901番地 読谷村役場 総務企画部 総務課	〒904-0392 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2901番地 読谷村役場 総務部 総務課	事後	機構改革のため
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒904-0392 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2901番地 読谷村役場 生活福祉部 健康保険課	〒904-0392 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2901番地 読谷村役場 健康福祉部 健康保険課	事後	機構改革のため
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成28年4月1日時点	事後	直近の値を反映
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成28年4月1日時点	事後	直近の値を反映
令和1年6月26日	IV リスク対策		項目を追加	事後	
令和2年2月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	令和2年2月28日時点	事後	評価の再実施に伴い直近の値を反映
令和2年2月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	令和2年2月28日時点	事後	評価の再実施に伴い直近の値を反映

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に関する法律等の規定に則りレセプトの管理、申請書の受理、高額療養費や療養費等の現金給付、高額介護合算の証明書発行、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②給付決定に係る処理	国民健康保険法に関する法律等の規定に則りレセプトの管理、申請書の受理、高額療養費や療養費等の現金給付、高額介護合算の証明書発行、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②給付決定に係る処理  「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。 )または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。 )(以下「支払基金等」という。 )に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。 )及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。 )が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	オンライン資格確認関連事務導入に伴う改定
令和2年10月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。 )> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当村からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当村から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当村からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当村から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	オンライン資格確認関連事務導入に伴う改定
令和2年10月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 住民記録システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 国民健康保険資格システム 4. 団体内統合死名システム 5. 中間サーバー	1. 住民記録システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 国民健康保険資格システム 4. 団体内統合死名システム 5. 中間サーバー 6. 国保総合システムおよび国保情報集約システム 7. 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	オンライン資格確認関連事務導入に伴う改定
令和2年10月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。 ):別表第一 第30項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令:第24条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。 ):別表第一 第30項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令:第24条  <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別業第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認関連事務導入に伴う改定
令和2年10月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第1項、第42項、第43項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「内閣府総務省令第7号」という。 )第1条、第25条 (別表第二における情報照会の根拠) 第2項、第42項並びに内閣府総務省令第7号第2条、第25条	番号法第19条7号、別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第1項、第42項、第43項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「内閣府総務省令第7号」という。 )第1条、第25条 (別表第二における情報照会の根拠) 第2項、第42項並びに内閣府総務省令第7号第2条、第25条  <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認関連事務導入に伴う改定

